

白老町町内会連合会規約

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、白老町町内会連合会(以下『町連合』という。)と称し事務所を白老町役場内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、町内会組織の連絡調整をはかり、もって住民福祉を増進し、活力にあふれる健康で明るく、一人ひとりが住みよいまちづくりに貢献することを目的とし、町内会相互の連携を密にして、親睦をはかるとともに共通する問題の解決にむけ、関係する諸機関・団体との連携を深め必要な事業を行なう。

(組 織)

第 3 条 本会は、白老町内各地域住民で組織する、単位町内会の代表をもって組織する。

(事 業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 区町内会連合会組織の確立と連絡調整
- (2) 単位町内会の組織活動に関する調査研究並びに資料の作成配布
- (3) 研究協議会・研修会の開催、並びに参加
- (4) 住民活動への協力推進
- (5) 関係機関・団体との連絡調整
- (6) その他目的達成のための必要な事業

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1	名	
副 会 長	3	名	(内 1 名は女性部から選出)
理 事	若 干	名	
監 事	2	名	

(役員を選出及び任期)

第 6 条 この会の、会長・副会長は役員選考委員会が推薦し、総会の承認を得る。
2 理事は、地区町内会連合会の代表者と女性部代表委員とする。
3 監事は、総会において町内会の代表の中から選出する。
4 役員任期は2年とし、再任を防げない。補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 7 条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。
3 理事は、会の運営並びに業務の執行にあたる。
4 監事は、会計監査を行なう。

(事務局)

第 8 条 本会の事務を処理するため事務局を置き、事務局長及び職員を置くことができる。
2 事務局員は会長が委嘱する。

(会 議)

- 第 9 条 本会の会議は、定期総会並びに臨時総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 総会及び臨時総会の議長は、出席者の中から選出し、役員会の議長は会長とする。
 - 4 総会の構成は、単位町内会の代表をもって構成する。
 - 5 定期総会は、毎年4月に開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の制定改廃
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 事業計画及び事業報告
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他会長が必要と定めた事項

(表 彰)

- 第 10 条 会長は、別記表彰規定に該当するものを地区町内会連合会長の推薦を得て表彰する。

(会 計)

- 第 11 条 本会の経費は、負担金・交付金及びその他の収入をもってあてる。
- 2 負担金は、定例会議において決定する。
 - 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(部会・委員会)

- 第 12 条 本会の事業を運営するため、部会、委員会を置くことができる。

(施行規則)

- 第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は役員会の議決を得て規則を設けることができる。

付 則

この規約は、昭和54年9月 6日から施行する。
この規約は、昭和55年4月11日から施行する。
この規約は、昭和56年4月 1日から施行する。
この規約は、昭和58年4月 1日から施行する。
この規約は、昭和59年4月 1日から施行する。
この規約は、昭和60年4月 1日から施行する。
この規約は、昭和61年4月 1日から施行する。
この規約は、昭和63年4月 1日から施行する。
この規約は、平成 3年5月 8日から施行する。
この規約は、平成 5年4月24日から施行する。
この規約は、平成 6年4月 1日から施行する。
この規約は、平成19年4月 1日から施行する。
この規約は、平成26年4月25日から施行する。